

# 母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就業につながる能力の開発のために受講した指定教育訓練講座等の受講料を助成します。

※事前相談は必ず、講座を申し込む前に行ってください。

(事前相談は予約が必要です。)



## 対象となる方

小金井市にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

- \* 児童扶養手当の給付を受けているか、同等の所得水準の方
- \* 適職に就くために必要であると認められる方
- \* 過去に教育訓練給付金の支給を受けたことのない方

## 対象講座

\*医療事務講座 \*介護職員初任者研修講座 \*簿記講座  
\*宅地建物取引士講座 \*ファイナンシャルプランニング講座 他  
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座対象講座について、講座のパンフレットに記載があるか、以下のURLにてご確認ください。

<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

(厚生労働大臣指定教育訓練講座)

## 支給金額

受講修了後に対象講座の受講料の6割を支給します。

一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金対象講座支給額の上限は、20万円、専門実践教育訓練給付金対象講座の上限は40万円(就学年数を乗じた額を超える場合は160万円を限度として支給)となります。

雇用保険制度から支給を受けられる方は、上記の金額から、雇用保険から支給される額を差し引いた額となります。

また、支給額が12,000円を超えない場合は支給対象外となります。

## 事前相談

- ◆ 講座の受講申し込み後の申請は、支給対象外です。
- ◆ 支給にあたっては審査を行います。審査の結果、給付されない場合もあります。

<予約・問合せ先>

小金井市子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係  
母子父子自立支援員 TEL042-387-9836



# 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 申請手続きの流れと請求手続きについて

受講申込済・受講開始済の講座については、支給対象外です。

## 事前相談(要予約)

ご予約の上、お越しく下さい。  
事前相談なし・申込済の場合は  
申請できません。

《 持ち物 》  
受講予定講座のパンフレット等

『自立支援事業対象講座』または  
『指定教育訓練講座』等記載が  
あるもの

※ハローワークにて雇用保険法による教育訓練給付金の  
受給の有無(支給要件照会)を事前に行ってください。

## ①講座の指定申請

審査

<手続き時必要な書類>

- 講座のパンフレット(講座名・費用・期間記載)
- 申請者及びその養育している児童の戸籍謄本  
または抄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書
- 教育訓練給付金支給要件回答書  
(ハローワークより発行される書類)

※公簿等によりその内容を確認することができる場合は、  
この限りではございません。

講座の指定決定

『受講対象講座指定等審査結果通知書』が届いてから  
受講申し込みとなります。

受講申込・受講開始

受講修了

## ②給付金支給申請

※ 受講修了後、30日以内に  
申請してください。

<手続き時必要な書類>

- 講座の修了証明書
- 講座の受講料支払領収書
- 申請者及びその養育している児童の戸籍謄本  
または抄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書
- 教育訓練給付金の決定通知書(支給対象の場合)

※公簿等によりその内容を確認することができる場合は、  
この限りではございません。